

金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理 金融審議会・金融分科会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ

1. はじめに

(1) 金融システム面からみた電子債権法制に関する検討の基本的立場

電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、現行法上、原則として確定日付のある通知又は承諾が必要とされている債権譲渡のあり方の検討の必要性が、「e-Japan 戦略Ⅱ」（平成 15 年 7 月 2 日）以降の累次の IT 戦略本部決定において指摘され、産業構造審議会等において検討が進められてきたところである。

更に、「IT 政策パッケージ 2005」（平成 17 年 2 月 24 日 IT 戦略本部決定）において、法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省の検討課題として、「電子債権法（仮称）の制定に向けた検討を進め、2005 年中に制度の骨格を明らかにする」こととされている。従って、今後、指名債権とも手形債権とも異なる新しい債権であり、売買、請負といった原因契約とは別個に電子的手段により発生、譲渡される「電子債権」のあり方について、基本法制等の観点からの検討が関係機関において進められていくものと考えられる。

金融システム面においては、電子債権に関する法令及び実務ルール等（以下「電子債権法制」という。）の整備は、電子データに基づく金融機関からの融資及び決済等の金融サービスの提供を一層促進するものであることから、IT の戦略的活用による金融インフラ整備の一環として、「金融改革プログラム」に基づくあり方の検討が不可欠である。

従って、本ワーキンググループにおいては、「金融改革プログラム」に基づき、情報技術革新の成果を金融インフラに反映させ、積極的に享受することを可能とするための制度面のあり方を検討するという基本的立場から、電子債権法制について検討してきたところである。

(2) 電子債権法制に期待される金融システムに対する効果

- ① 売掛債権を活用した金融サービスの提供又は売買、請負等の取引の決済に際しては、現在、手形又は手形を用いない一括決済方式等のインフラが用いられているところであるが、これらのインフラにおいては、以下の課題が指摘されてきたところである。

- ・ 売掛債権の譲渡による与信に当たっては、買い手側の検品により債権債務金額が変更される等のリスクがあることから、早期の資金化が困難であるとともにリスクに応じたコスト負担等が生じる
 - ・ 手形については、参加者は券面（紙）の移転コスト・保管コスト等を負担する必要があるとともに、紛失等のリスクが存在する
 - ・ 手形を用いない一括決済方式の場合においても、指名債権の譲渡等の法的構成によることから、譲受人は債権者が債権の二重譲渡を行っていないかの確認が必要であるとともに、債権譲渡特例法上の対抗要件の具備等を行う手続負担等を要する
- ② ①に示された課題については、例えば、近年の債権譲渡特例法に基づく登記制度の改正等、現行制度の改善により個別に対応が可能な部分もあるものと考えられる。しかしながら、電子債権法制は、上記①の課題の一体的解決にとどまらず、様々の商流情報等の金融サービスへの活用を可能とする等、将来の情報技術革新の成果を享受できる新たな金融インフラとして、以下の効果を金融システムに及ぼすことにより、わが国の金融システムにおける金融仲介機能及び決済機能を一層発展させ得るものであることから、その整備の意義は極めて大きいものと考えられる。
- ・ 情報技術を活用し、「紙」に限定されない多様な情報、特に商流情報を決済情報と一体的に活用すること等を可能とすることにより、売掛金の早期かつ低コストの資金化を可能とする
 - ・ インターネットの活用により、債権譲渡等を活用した金融サービスに参画し、情報技術革新の成果を享受できる参加者を拡大する
 - ・ 「紙」を前提とする手形制度等のインフラとは異なり、将来の技術革新を金融技術に反映できる制度的・実務的インフラの構築を可能とする
 - ・ 電子債権原簿の書換えにより対抗要件を付与することにより、債権の譲渡時の対抗要件具備のための手続負担等を縮減し、債権の流動化コストの削減、ひいては債権譲渡の促進に資する

（3）電子債権法制の構築に向けて

従って、電子債権法制が、わが国の金融システムに（2）で掲げた効果を及ぼし、情報技術革新の成果を金融インフラが享受できるよう、基本法制等における制度整備が行われる必要がある。同時に、金融実務者を中心に、電子債権法制に関係する具体的な業務フローの構築及び実務上のルールの整備等の実務的・技術的対応を検討する必要がある。

2. 電子債権法制構築に当たっての基本的視点

電子債権法制に関しては、電子債権原簿への登録・書換え、電子債権原簿の管理、電子債権原簿の書換えにより譲渡された債権の対抗要件の具備等、様々の論点について検討が行われる必要がある。ただし、各論点に関しては、電子債権法制に基づく金融インフラが、情報技術の活用により金融システムの機能の向上に資するとともにサービスを楽しむ参加者が拡大する等、1.(2)に掲げた効果を顕現することを可能とするよう、具体的な制度の構築を図る必要がある。

こうしたことから、電子債権法制の構築は、以下の基本的視点に基づき検討される必要がある。

- ① 多様なニーズや情報技術革新等に柔軟に対応できる制度であること
「柔軟」
- ② 多様な主体にとって簡易で利用しやすい制度であること
「簡素」
- ③ 多様な主体が将来にわたり容易に参入でき、電子債権を利用した金融サービスの成長性が確保される制度であること
「成長」
- ④ 業務運営の円滑性が確保され、利用者にとって信頼できる制度であること
「信頼」

なお、これら基本的視点に基づく電子債権法制の構築については、基本法制等において、電子債権の当事者間の権利関係等を法律上明確かつ安定的に制度化することが前提として必要となるものである。

3. 電子債権法制構築に当たっての論点

- (1) 電子債権法制の検討に当たっては、2.で示した4つの基本的視点に基づき、具体的な制度の構築が進められる必要がある。

従って、以下において、4つの基本的視点ごとに、電子債権法制に係る各論点の考え方を整理することとする。

- ① 多様なニーズや情報技術革新等に柔軟に対応できる制度であること

(電子債権の原簿記載事項)

- i) 電子債権原簿における登録情報は電子データであり、「紙」による制約がないことから、多様な内容を記載することが可能となる。この情報技術の成果を楽しむことができるよう、法制上電子債権原簿に記載が義務づけられる必要記載事項以外に、当事者間の合意等により多様な任意記載事

項を認めることが適当である。

必要記載事項については、電子債権の内容を特定できる限定された事項とすることが適当であるとの意見があり、具体的には、債権者名、債務者名、債権金額、弁済期日等が挙げられた。任意記載事項としては、原因債権の内容に係る事項、債務者の事業・財務等に関する情報及び債権譲渡上の当事者契約事項（コベナンツ等）などが意見として挙げられた。

- ii) 債権者と債務者の間における商流情報が、債権の権利移転に係る情報と一体として提供されることにより、債権者が金融機関等から信用供与を受けるコストを低減させることが可能となり、金融仲介機能の一層の向上に資するものと考えられる。こうしたことから、債権者と債務者の間の商流情報を電子債権原簿に搭載できるよう、例えば原因債権の対象物品へのトレーサビリティを確保するためのICタグ等の情報の記載に関し、今後、実務的・技術的検討が進められることが期待される。

（電子債権の対象債権）

電子債権原簿に登録する債権の範囲については、電子債権法制を活用して迅速かつ円滑な権利移転等を求めるニーズは多様に存在することから、法制上は金銭債権を幅広く認めるべきであるとの意見が多く、売掛債権だけでなく貸付債権等も含めることが適当であると考えられる。なお、電子債権原簿を管理する機関（以下「電子債権管理機関」という。）において、自らの債権管理能力等を勘案して、主体的に電子債権を用いて提供するサービスの対象となる債権の範囲を決定することも認められる必要がある。

（電子債権の分割、一部譲渡）

登録された電子債権の債権者である中小企業等が、売掛債権等に基づき信用供与を円滑に受けることを促進するため、電子債権の譲渡については、債権者等のニーズに対応した方法を可能とすることが適当である。このため、電子債権は手形等と異なり「紙」による制約を受けないという情報技術の成果を活用し、電子債権の分割、一部譲渡が可能となることが金融システム面からは適当である。

なお、電子債権管理機関が電子債権の適正な管理等を行う上で、債権者・債務者等の合意により分割数に上限を設定することは認められるべきとの意見のほか、分割数が大きくなる場合には、別途金融制度上の規制の対象となるか否かが検討課題となるのではないかと意見があった。

（電子債権管理機関のシステム選択）

電子債権管理機関においては、債権者・債務者等の当事者の本人認証、及び資金決済と電子債権原簿上の決済完了の登録との間に不整合を生じさせない同期的管理等の実務面及び技術面の対応を適正に行う必要がある。その際、対応方法の選択に当たっては、当事者のニーズ及び情報技術の革新等に柔軟に対応できることが重要であり、複数の対応方法が並存することは、柔軟な対応を可能とするとともに、特定の対応方法に障害が発

生した場合における代替手段の確保としても有益であると考えられる。

② 多様な主体にとって簡易で利用しやすい制度であること

(電子債権原簿への登録の枠組み)

- i) 債務者、債権者及び譲受人による電子債権の発生・譲渡等の登録申請については、直接、電子債権管理機関に情報を登録する方法以外にも、当事者のニーズにより電子債権管理機関以外の主体を経由（以下では、この主体を「経由機関」という。）して電子的に登録を行うことも制限されないことが金融システム上適当である。経由機関を利用する場合においては、多様な主体が円滑かつ容易に参加できるよう、経由機関による本人確認及び本人認証等のみを経て、電子債権原簿への登録が可能となる簡易な枠組みを実務上構築する必要がある。
- ii) 電子債権原簿に誤った情報を登録した場合等の責任分担は、電子債権の債権者・債務者等の当事者にとって明確である必要があり、電子債権原簿登録情報の管理権限は、電子債権ごとに、発生登録が行われた電子債権管理機関のみがこれを行行使することとし、複数の電子債権管理機関又は経由機関が分担することは認めべきでないと考えられる。

(電子債権原簿における管理方式)

多様な主体が参加する電子債権法制においては、電子債権の原因債権も様々であり、当事者間の取引・決済関係等により分割・一部譲渡のニーズも存在する。こうしたことから、参加主体にとって、自らが当事者となっている電子債権を容易に特定できることが、円滑な参加と爾後のトラブルへの対応等の観点から必要と考えられる。従って、金融システムの観点から、電子債権原簿における電子債権の管理は、各電子債権に特定の番号を付す「記番号管理方式」によることが適当である。

なお、分割・一部譲渡における管理に当たっては、「記番号管理方式」の枠組みの中で、分割された電子債権が特定でき、かつ、弁済時の決済処理において分割前の電子債権との関係が明瞭に把握できるよう、実務的技術的対応が求められる。

③ 多様な主体が将来にわたり容易に参入でき、電子債権を利用した金融サービスの成長性が確保される制度であること

(電子債権の債権者等の参加資格)

電子債権法制がその求められる金融システム上の効果を発揮するため、多様な主体が電子債権の債権者、債務者及び譲受人として参加することを可能とすることが必要であり、法制上は債権者、債務者及び譲受人の参加資格を制約しないことが適当である。なお、電子債権管理機関において、

支払不能の抑止又は円滑な債権債務の決済の遂行等の観点から、自主的に資格審査等を行うことについては認められる必要がある。

(電子債権原簿への登録方法)

電子債権管理機関においては、債務者、債権者及び譲受人が円滑かつ容易にインターネットを通じて電子債権原簿にアクセスを行うための人的・物的インフラを整備する必要がある。

インターネットへのアクセス機器を有しない者に関しても、電子債権の債権者、債務者又は譲受人として原簿登録を行うことを可能とするため、電子債権管理機関又は経由機関において、アクセスのための端末を提供する等の対応を行うことが検討される必要がある。

(電子債権管理機関の認証システム等)

電子債権管理機関及び経由機関における本人認証等の手続きに関しては、新たな技術に基づく認証システム等の参入を可能とし、手続きの迅速化等の技術進歩等の成果を利用者が享受できるシステムを構築できる枠組みとする必要がある。

(電子債権に関する資金決済)

電子債権の履行に基づく電子債権管理機関における電子債権原簿上の決済完了の登録については、当事者間の資金決済との間に不整合を生じさせない同期的管理を行う必要があるが、当事者間の資金決済の方式については、グロス決済とネット決済の各々においてメリットとデメリットがある。こうしたことから、資金交付時期や処理量の多寡等にかんがみ、当事者が、ニーズに対する最適な技術的対応が可能な決済システムを選択できるよう、資金決済上のシステムの提供者の参入を可能とする枠組みとすることが適当である。

(電子債権管理機関の管理コスト)

電子債権原簿への登録の枠組み、本人認証及び資金決済との間に不整合を生じさせない同期的管理等の実務面・技術面の対応に当たっては、当事者のニーズに応じた多様性が求められるとともに、参加者の利用コストを低減することが参加の促進の観点から重要である。こうした観点から、電子債権管理機関等が、最新の技術等を活用して利用コストを低減し得るシステムを採用することを可能とすることが求められる。

④ 業務運営の円滑性が確保され、利用者にとって信頼できる制度であること

(電子債権管理機関の原簿管理)

電子債権原簿の不正な書換えの防止等、電子債権管理機関における安全な電子債権原簿の管理を行うため、債権者・債務者等の当事者の本人認証システムの導入、及び経由機関等との通信情報の暗号化等の各般の技術面の対応を図る必要がある。

(電子債権の閲覧)

電子債権原簿に登録された債権情報については、債権者・債務者以外にも、電子債権を譲り受けようとする者及び譲受人がその情報を入手できることを可能にすることにより、当該債権の譲渡を円滑に行うことが適当である。閲覧情報の範囲については、原因債権の内容等を含むことにより、債務者と譲受人との間の情報格差を縮小させ、金融機関が譲り受ける場合等の信用供与コストの縮小につながる可能性が指摘されるが、他方、債権者・債務者においては自らの取引関係情報を他者に開示することに消極的な場合もあるとの意見があった。こうしたことから、電子債権管理機関は、当事者のニーズに応じて閲覧情報及び閲覧者の範囲を設定することとし、当事者が非開示とした情報の管理については実務的技術的に適正な措置をとることとすべきである。

(電子債権の決済と原簿上の決済完了の登録)

電子債権の履行に基づく電子債権原簿上の決済完了の登録に当たっては、当事者間における決済を確認したうえでこれを行う必要があり、電子債権管理機関における電子債権原簿上の決済完了の登録と資金決済との間に不整合を生じさせない同期的管理が確保される必要がある。特に、当事者間で決済金融機関が異なる場合においては、金融機関間の決済手続において、履行される電子債権を特定し、電子債権管理機関が決済の確認を誤りなく円滑に行うことができるよう、各機関間の連携を確保する必要がある。

(電子債権の支払不能)

電子債権の支払不能が生じた場合における支払不能者に対する制裁のあり方について、電子債権と手形・小切手が並存することから、手形・小切手と同様の実務的制裁手段が検討されるべきとの意見があった。これに対し、手形・小切手における銀行取引停止処分と同様の制裁手段までは必要ではなく、支払不能者が支払不能電子債権の原簿管理機関から退出するとともに他の管理機関に対しても支払不能の情報を提供する仕組みが適当ではないかとの意見があった。

いずれにせよ、支払不能者に対する措置については必要と認められることから、具体的な枠組みについて実務的な検討が進められる必要がある。なお、支払不能情報の提供については、支払不能者が個人であった場合に、個人情報保護上の取扱いに留意する必要があるとの意見があった。

(電子債権管理機関の中立性)

電子債権管理機関における電子債権原簿上の登録情報の書換えは、権利移転の対抗力等を伴うものであることから、管理機関はこの業務を適正に行うことのできる人的・物的インフラを備えるとともに、中立かつ公正に業務運営を行わなければならない。この点に関連して、電子債権の債権者又は債務者が当該電子債権の管理機関となる場合、若しくは、電子債権管

理機関が自ら管理している債権の譲受人となる場合には、債権者・債務者・譲受人として行っている業務と電子債権管理業務の間において、何らかの利益相反を防止すること等が必要と考えられ、今後、そのあり方の検討を進めていく必要があるとの意見があった。

(電子債権の履歴情報の管理)

電子債権原簿に登録された電子債権が履行された後においては、当該債権が履行されたことを原簿上明らかにするとともに、履行後においても当事者間の争訟等に対応する必要性から、原簿に登録された情報の改ざん等が行われないよう履歴情報の厳正な管理が必要である。

(2) 電子債権法制が、「柔軟」、「簡素」、「成長」及び「信頼」の基本的視点を満たす枠組みとして、金融システム上期待される効果を顕現させていくためには、基本法制等において、当事者の法的安定性が確保される枠組みが構築される必要がある。

この場合において明確にされるべき法制上の論点は多岐にわたるが、本ワーキンググループは、特に、以下の点について、当事者の法的安定性の観点から、法的取扱いの明確化が、関係機関において今後検討されることを期待するものである。

- ・ 電子債権の発生のための要件が明確にされる必要がある。債権者及び債務者からの電子債権原簿への登録行為の法的性格に基づき、債権者と債務者の双方からの登録が必要であるのか、それとも一方からの登録でよいのか、また、債権者と債務者の間において電子債権を発生させることについての合意の要否等が明確化されることが、当事者による円滑な登録手続きの構築を行う上で重要である。
- ・ 電子債権の譲渡については、電子債権原簿の書換えにより対抗要件が付与されることが法制上明確にされる必要がある。また、ある原因債権につき、電子債権の発生登録がされる一方で、手形が振り出されたり、原因債権の債権譲渡登記がされた場合、当該手形振出や当該債権譲渡登録と電子債権原簿登録による対抗要件との関係をどう考えるか、について、電子債権の譲渡に係る当事者の法的安定性の観点から、明確にされることが求められる。
- ・ 電子債権の譲受人の保護については、善意取得の要件を検討する必要があると考えられる。この点、善意者が保護される場合に、誰が、どのような要件で責任を負担するかについて、明確にされる必要がある。
- ・ 電子債権の譲渡について、譲受人に対して債務者が人的抗弁を対抗できる範囲について明確化される必要がある。その検討に当たっては、対抗できる抗弁の範囲について多様性を認めるかどうかについても、検討されることが望まれる。
- ・ 電子債権の支払不能に際して、譲受人の遡求権を認めるかどうかについて

ても、法的安定性の観点から明確にされる必要がある。この場合、遡求権について選択制を認めるかどうかについても、明らかにされることが望まれる。

4. おわりに

電子債権法制に関する論点は、法制、実務及び技術の各分野において多岐にわたることから、本ワーキンググループにおいては、各分野の有識者からの幅広い意見等を踏まえ、精力的な審議を進めてきたところである。

今回の「座長メモ」は、今後の電子債権法制の構築に当たり、金融システム面から求められる基本的視点を示すとともに、基本的視点に基づく論点の考え方を明らかにしたものであり、この「座長メモ」における考え方が、今後の電子債権法制の検討に資することを期待するものである。

なお、電子債権法制の検討に当たっては、3. で述べた諸論点の他、金融制度及び金融実務との関係においても注視すべき論点が含まれており、今後の検討の推移等を踏まえ、引き続き関係者において適切な対応を進めていく必要があるものと考えられる。

(以上)

情報技術革新と金融制度に関するWGメンバー名簿

平成17年7月6日現在

座長	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	池田 眞朗	慶應義塾大学法学部教授・同大学院法務研究科教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小川 善美	(株)インデックス代表取締役社長
	小野 傑	西村ときわ法律事務所パートナー弁護士
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役社長
	窪田 守榮	巣鴨信用金庫常務理事
	國領 二郎	慶應義塾大学環境情報学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	田中 浩	野村証券(株)執行役
	團野 耕一	(株)三井住友銀行執行役員投資銀行統括部長
	西山 茂樹	伊藤忠商事(株)代表取締役常務取締役
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科助教授
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長
オブザーバー	赤坂 泰央	日本生命保険相互会社財務企画部課長
	市川 雅一	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	岩瀬 明	(株)損害保険ジャパン経営企画部調査企画グループ 課長
	始関 正光	法務省民事局民事法制管理官
	米谷 達哉	日本銀行金融市場局参事役

(敬称略・五十音順)

情報技術革新と金融制度に関するWG開催状況

第1回会合（4月6日）

- 議 題 ・ これまでの電子債権を巡る議論の経緯
・ 手形制度についての実務者ヒアリング

第2回会合（4月13日）

- 議 題 ・ 電子手形サービス及び一括決済方式についての実務者ヒアリング

第3回会合（4月27日）

- 議 題 ・ 電子債権に関して今後検討すべき論点の整理（実務上、技術上、法制上の各論点に整理）

第4回会合（5月18日）

- 議 題 ・ 実務上の論点に関する考え方について
金融実務者によるビジネスモデル等のプレゼンテーション

第5回会合（6月1日）

- 議 題 ・ 実務上の論点に関する考え方について
金融実務者によるビジネスモデル等のプレゼンテーション
・ 技術上の論点に関する考え方について
情報技術関係の実務者によるシステムモデル等のプレゼンテーション

第6回会合（6月8日）

- 議 題 ・ 技術上の論点に関する考え方について
（電子債権に関する各機関間の組織構成及び業務フローについて検討）
・ 法制上の論点に関する考え方について
有識者（民商事法学者）からの意見聴取

第7回会合（6月22日）

- 議 題 ・ 論点とりまとめ（座長メモ）スケルトン（案）に関する討議

第8回会合（7月6日）

- 議 題 ・ 「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理（座長メモ）」（案）に関する討議